

令和3年度からの介護保険料が決定しました

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込額等に基づき、65歳以上（第1号被保険者）の方が負担する介護保険料を決めることになっています。

保険料基準額（月額）
6, 7 0 0 円

令和3年度から令和5年度までの保険料基準額は月額6,700円です。住民税の課税状況と所得によって下表の第1～第9段階に分かれます。

■令和3年度～5年度の保険料額からの変更点

- ①介護給付費の増加などにより、基準額（月額）が400円の増となっています。
- ②低所得者の負担軽減を図るため消費税等を財源とする公費を投入することで、保険料率が第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.625から0.375に、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ下がっております。また、本人課税の段階では、第8段階の所得が200万円以上から「210万円以上」に、第9段階の所得が300万円以上から「320万円以上」に変更されます。

■特別徴収（年金からの差し引き）について

- ・昨年度から引き続き特別徴収されている方は、4月分と6月分の介護保険料が2月分の介護保険料と同額となるため、4月の通知書を送付しません。
- ・ただし、4月から初めて特別徴収が開始される方には通知書を送付しています。
- ・8月以降の介護保険料については、前年の所得が確定し年間の介護保険料が決定する7月上旬頃に通知書を送付します。

◇介護保険料は介護を社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。◇

表【第1号被保険者の介護保険料】

段階	区分（令和3年度の住民税課税状況等）		保険料（年額）	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	24,120円	基準額×0.3
第2段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円以下の方	30,150円	基準額×0.375
第3段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える方	56,280円	基準額×0.7
第4段階	住民税課税世帯 （本人非課税）	本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	70,350円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える方	80,400円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 （本人課税）	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	100,500円	基準額×1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	120,600円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,700円	基準額×1.75

【問い合わせ先】 介護保険事務所 保険給付班 TEL0187－86－3911